

農地転用許可制度の目的

■ 農地は食料の安定供給の基盤です

- 農地の減少を食い止め、確保を図るために農用地域内の農地の除外等が厳しくなり、違反転用への罰則が強化されました

農地違反転用規制の厳格化について

■ 農地は無断では宅地等への転用はできません

- 農地を転用する行為は、許可（市街化区域内では「届出」）が必要です
- 農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は、一時転用許可が必要です
- 無断で行った場合は原則許可はできません

■ 農地転用が許可制となっている理由は？

- 優良な農地を確保し、農業生産力の維持や計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります
- 農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります

■ 農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます

- 県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります
- いままでのように「追認」は今後は認められません
- 3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人については1億円の罰金）に処せられることがあります



農地違反転用の通報

■ 農地の違反転用を見つけたら、地元の農業委員会か県に通報してください

・例としては

- 農地の宅地化等への無断転用
- 農地へ建設発生土や建設廃材等の産業廃棄物などの不法投棄

連絡先 五島市農業委員会 72-6142

富江分室 86-1161 玉之浦分室 87-2216

三井楽分室 84-3162 岐宿分室 82-1115

奈留分室 64-3203

長崎県農林部農地利活用推進室 095-895-2976